

## 議案第30号

### 専決処分事項の承認を求めることについて (日進市税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

日進市長 近藤裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 固定資産税について、土地に係る負担調整措置として、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行の評価額の5%から2.5%に引き下げる。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。



専決第1号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

令和4年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴



日進市税条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 31 日

条 例 第 12 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧手数料)</p> <p>第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧手数料は、日進市使用料及び手数料条例(平成12年</p> | <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧手数料)</p> <p>第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧手数料は、日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)別表第2に定める額とする。ただし、法</p> |

日進市条例第2号)別表第2に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第67条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、日進市使用料及び手数料条例別表第2に定める額とする。

#### 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第67条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、日進市使用料及び手数料条例別表第2に定める額とする。

#### 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

定める割合は4分の3とする。

- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 略

18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～8 略

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

定める割合は4分の3とする。

- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

16 略

17 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～8 略

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分



|  |   |
|--|---|
| <p>にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p> | <p>の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p> |
|--|---|

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の日進市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



## 議案第 31 号

専決処分事項の承認を求めることについて  
(日進市都市計画税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市都市計画税条例の一部を改正する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

- (1) 土地に係る負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行の評価額の 5% から 2.5% に引き下げる。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。



専決第2号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

令和4年3月31日

日進市長 近藤裕貴



日進市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 31 日

条 例 第 13 号

日進市都市計画税条例(昭和42年日進町条例第7号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税に</p> | <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3まで</p> |

ついて法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 略

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」とい

の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 略

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」とい



う。)とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。))とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

11 略

(市街化区域農地に対して課する平成7年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

12 略

13 略

14 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

15 略

16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条

う。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。))とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 略

(市街化区域農地に対して課する平成7年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

11 略

12 略

13 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 略

15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条

第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

17 法附則第15条第1項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第33項、第34項、第36項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第10項、第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第34項、第35項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の日進市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第 32 号

### 専決処分事項の承認を求めることについて (日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正による国民健康保険税の賦課限度額の引き上げに伴い、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額については 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等課税額については 19 万円から 20 万円にそれぞれ引き上げる。



専決第3号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

令和4年3月31日

日進市長 近藤裕貴



日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 31 日

条 例 第 11 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> | <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 33 号

専決処分事項の承認を求めることについて

(愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の一部変更について)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

### 1 提案理由

この案を提出するのは、愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約（令和 4 年 3 月 24 日議決）の一部を変更する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約の附則のうち、適用関係に係る規定を削る。



専決第4号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の一部変更について

(別紙)

令和4年3月31日

日進市長 近藤裕貴



愛知県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約（令和4年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。



議案第34号

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正  
について

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

令和4年5月17日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、市議会の議員の期末手当の支給割合を時宜に即応したも  
のに改めるため、日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条  
例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 期末手当の支給割合を次のように改める。

(単位：月)

|     | 年度      | 6月    | 12月   | 合計   |
|-----|---------|-------|-------|------|
| 改正前 | 令和4年度   | 1.675 | 1.675 | 3.35 |
| 改正後 | 令和4年度   | 1.625 | 1.625 | 3.25 |
|     | 令和5年度以降 | 1.625 | 1.625 | 3.25 |

(2) 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手  
当から減額するため、所要の調整を行う。





日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和41年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (期末手当)<br>第6条 略<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) 略<br>3 略 | (期末手当)<br>第6条 略<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) 略<br>3 略 |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項及び日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第3項又は日進市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成26年日進市条例第11号)第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



議案第35号

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年5月17日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を国の特別職の職員の支給割合に準じて改めるため、日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 期末手当の支給割合を次のように改める。

(単位：月)

|     | 年度      | 6月    | 12月   | 合計   |
|-----|---------|-------|-------|------|
| 改正前 | 令和4年度   | 1.675 | 1.675 | 3.35 |
| 改正後 | 令和4年度   | 1.625 | 1.625 | 3.25 |
|     | 令和5年度以降 | 1.625 | 1.625 | 3.25 |

(2) 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額するため、所要の調整を行う。



日進市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

日進市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和41年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (期末手当)<br>第5条 略<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) 略<br>3 略 | (期末手当)<br>第5条 略<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) 略<br>3 略 |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日進市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第5条第2項及び日進市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第5条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



議案第36号

日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年5月17日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 期末手当の支給割合を次のように改める。

(単位：月)

|     | 年度      | 6月    | 12月   | 合計   |
|-----|---------|-------|-------|------|
| 改正前 | 令和4年度   | 1.275 | 1.275 | 2.55 |
| 改正後 | 令和4年度   | 1.2   | 1.2   | 2.4  |
|     | 令和5年度以降 | 1.2   | 1.2   | 2.4  |

(2) 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額するため、所要の調整を行う。





日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (期末手当)<br>第20条 略<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) 略<br>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。<br>4～6 略 | (期末手当)<br>第20条 略<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) 略<br>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。<br>4～6 略 |

(日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年日進市条例第17号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (給与条例の適用除外等)<br>第9条 略<br>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年日進市条例第17号。以下「任期付職員条例」と | (給与条例の適用除外等)<br>第9条 略<br>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年日進市条例第17号。以下「任期付職員条例」と |

いう。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

3・4 略

いう。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3・4 略

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月(日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元日日進市条例第18号。以下この条において「会計年度任用職員給与条例」という。))第1条に規定する職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。))にあつては、令和4年7月)に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の日進市職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び日進市職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。))第20条第4項から第6項まで(日進市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日進町条例第1号)第16条又は会計年度任用職員給与条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年日進市条例第31号)第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。))から、令和3年12月(会計年度任用職員にあつては、令和4年1月)に支給された期末手当の額に、12月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。))の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。))を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。))以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



議案第37号

令和4年度日進市一般会計補正予算（第3号）について

令和4年度日進市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出します。

令和4年5月17日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。



令和4年度（第3号）

日進市一般会計補正予算書

令和4年度日進市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度日進市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,485,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月17日提出

日進市長 近藤 裕 貴



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

単位：千円

| 款         | 項        | 既定額        | 補正額     | 計          |
|-----------|----------|------------|---------|------------|
| 15. 国庫支出金 |          | 4,270,197  | 495,046 | 4,765,243  |
|           | 1. 国庫負担金 | 3,328,772  | 171,679 | 3,500,451  |
|           | 2. 国庫補助金 | 546,844    | 240,034 | 786,878    |
|           | 4. 国庫交付金 | 379,678    | 83,333  | 463,011    |
| 16. 県支出金  |          | 2,172,717  | 1,607   | 2,174,324  |
|           | 2. 県補助金  | 601,076    | 1,607   | 602,683    |
| 19. 繰入金   |          | 1,177,850  | 536     | 1,178,386  |
|           | 2. 基金繰入金 | 1,177,847  | 536     | 1,178,383  |
| 歳入合計      |          | 27,988,303 | 497,189 | 28,485,492 |

歳 出

単位：千円

| 款       | 項        | 既 定 額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|----------|------------|---------|------------|
| 3. 民生費  |          | 13,224,373 | 194,135 | 13,418,508 |
|         | 1. 社会福祉費 | 5,665,936  | 108,659 | 5,774,595  |
|         | 2. 児童福祉費 | 7,246,331  | 82,965  | 7,329,296  |
|         | 3. 生活保護費 | 290,567    | 2,511   | 293,078    |
| 4. 衛生費  |          | 2,435,653  | 303,054 | 2,738,707  |
|         | 1. 保健衛生費 | 1,246,211  | 303,054 | 1,549,265  |
| 歳 出 合 計 |          | 27,988,303 | 497,189 | 28,485,492 |

令和4年度（第3号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

| 款               | 既定額        | 補正額     | 計          |
|-----------------|------------|---------|------------|
| 1. 市税           | 15,365,556 |         | 15,365,556 |
| 2. 地方譲与税        | 183,700    |         | 183,700    |
| 3. 利子割交付金       | 7,100      |         | 7,100      |
| 4. 配当割交付金       | 100,000    |         | 100,000    |
| 5. 株式等譲渡所得割交付金  | 64,000     |         | 64,000     |
| 6. 法人事業税交付金     | 90,000     |         | 90,000     |
| 7. 地方消費税交付金     | 1,700,000  |         | 1,700,000  |
| 8. ゴルフ場利用税交付金   | 1,600      |         | 1,600      |
| 9. 環境性能割交付金     | 50,000     |         | 50,000     |
| 10. 地方特例交付金     | 106,001    |         | 106,001    |
| 11. 地方交付税       | 60,000     |         | 60,000     |
| 12. 交通安全対策特別交付金 | 10,000     |         | 10,000     |
| 13. 分担金及び負担金    | 236,464    |         | 236,464    |
| 14. 使用料及び手数料    | 356,177    |         | 356,177    |
| 15. 国庫支出金       | 4,270,197  | 495,046 | 4,765,243  |
| 16. 県支出金        | 2,172,717  | 1,607   | 2,174,324  |
| 17. 財産収入        | 10,843     |         | 10,843     |
| 18. 寄附金         | 382,505    |         | 382,505    |

単位：千円

| 款       | 既定額        | 補正額     | 計          |
|---------|------------|---------|------------|
| 19. 繰入金 | 1,177,850  | 536     | 1,178,386  |
| 20. 繰越金 | 300,000    |         | 300,000    |
| 21. 諸収入 | 852,593    |         | 852,593    |
| 22. 市債  | 491,000    |         | 491,000    |
| 歳入合計    | 27,988,303 | 497,189 | 28,485,492 |

## 歳 出

| 款         | 既 定 額      | 補 正 額   | 計          |
|-----------|------------|---------|------------|
| 1. 議会費    | 266,456    |         | 266,456    |
| 2. 総務費    | 3,053,896  |         | 3,053,896  |
| 3. 民生費    | 13,224,373 | 194,135 | 13,418,508 |
| 4. 衛生費    | 2,435,653  | 303,054 | 2,738,707  |
| 5. 労働費    | 5,042      |         | 5,042      |
| 6. 農林水産業費 | 117,978    |         | 117,978    |
| 7. 商工費    | 329,820    |         | 329,820    |
| 8. 土木費    | 3,192,448  |         | 3,192,448  |
| 9. 消防費    | 970,108    |         | 970,108    |
| 10. 教育費   | 3,302,744  |         | 3,302,744  |
| 11. 災害復旧費 | 6          |         | 6          |
| 12. 公債費   | 1,038,753  |         | 1,038,753  |
| 13. 諸支出金  | 1,026      |         | 1,026      |
| 14. 予備費   | 50,000     |         | 50,000     |
| 歳 出 合 計   | 27,988,303 | 497,189 | 28,485,492 |

単位：千円

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
| 193,599         |       |       | 536     |
| 303,054         |       |       | 0       |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
| 496,653         |       |       | 536     |

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 1 項 国庫負担金

| 目           | 既 定 額     | 補 正 額   | 計         |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2. 衛生費国庫負担金 | 54,765    | 171,679 | 226,444   |
| 計           | 3,328,772 | 171,679 | 3,500,451 |

### 1 5 款 国庫支出金

### 2 項 国庫補助金

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 2. 民生費国庫補助金 | 388,314 | 108,659 | 496,973 |
| 3. 衛生費国庫補助金 | 78,640  | 131,375 | 210,015 |
| 計           | 546,844 | 240,034 | 786,878 |

### 1 5 款 国庫支出金

### 4 項 国庫交付金

|             |         |        |         |
|-------------|---------|--------|---------|
| 1. 民生費国庫交付金 | 41,753  | 83,333 | 125,086 |
| 計           | 379,678 | 83,333 | 463,011 |

### 1 6 款 県支出金

### 2 項 県補助金

|            |         |       |         |
|------------|---------|-------|---------|
| 2. 民生費県補助金 | 412,720 | 1,607 | 414,327 |
| 計          | 601,076 | 1,607 | 602,683 |



15款 国庫支出金

16款 県支出金

単位：千円

| 節           |         | 説                  | 明       |
|-------------|---------|--------------------|---------|
| 区 分         | 金 額     |                    |         |
| 1. 衛生費国庫負担金 | 171,679 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策費 | 171,679 |
|             |         |                    |         |

|             |         |                            |                  |
|-------------|---------|----------------------------|------------------|
| 1. 社会福祉費補助金 | 108,659 | 臨時特別給付金給付事業<br>臨時特別給付金給付事務 | 100,000<br>8,659 |
| 1. 保健衛生費補助金 | 131,375 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業      | 131,375          |
|             |         |                            |                  |

|             |        |                           |        |
|-------------|--------|---------------------------|--------|
| 1. 社会福祉費交付金 | 368    | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 368    |
| 2. 児童福祉費交付金 | 82,965 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 82,965 |
|             |        |                           |        |

|             |       |              |       |
|-------------|-------|--------------|-------|
| 1. 社会福祉費補助金 | 1,607 | 自立支援体制確保対策事業 | 1,607 |
|             |       |              |       |

## 19款 繰入金

## 2項 基金繰入金

| 目            | 既 定 額     | 補 正 額 | 計         |
|--------------|-----------|-------|-----------|
| 1. 財政調整基金繰入金 | 1,042,723 | 536   | 1,043,259 |
| 計            | 1,177,847 | 536   | 1,178,383 |

19款 繰入金

単位：千円

| 節            |     | 説明        |     |
|--------------|-----|-----------|-----|
| 区分           | 金額  |           |     |
| 1. 財政調整基金繰入金 | 536 | 財政調整基金繰入金 | 536 |
|              |     |           |     |

### 3 歳 出

3款 民生費

1項 社会福祉費

| 目               | 既定額       | 補正額     | 計         | 補正額の財源内訳     |     |     |      |
|-----------------|-----------|---------|-----------|--------------|-----|-----|------|
|                 |           |         |           | 特定財源         |     |     | 一般財源 |
|                 |           |         |           | 国県支出金        | 地方債 | その他 |      |
| 5. 臨時特別給付金給付事業費 | 0         | 108,659 | 108,659   | 108,659<br>国 |     |     |      |
| 計               | 5,665,936 | 108,659 | 5,774,595 | 108,659      |     |     |      |

3款 民生費

2項 児童福祉費

|          |           |        |           |             |  |  |  |
|----------|-----------|--------|-----------|-------------|--|--|--|
| 2. 児童措置費 | 1,905,392 | 82,965 | 1,988,357 | 82,965<br>国 |  |  |  |
|----------|-----------|--------|-----------|-------------|--|--|--|

3款 民生費

単位：千円

| 節               |         |         |         | 説 明         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| 区 分             | 金 額     | 細 節     |         |             |         |
| 3. 職員手当等        | 800     | 時間外勤務手当 | 800     | 臨時特別給付金給付事業 | 108,659 |
|                 |         |         |         | 職員手当        | 800     |
| 10. 需用費         | 77      | 印刷製本費   | 77      | 印刷製本費       | 77      |
|                 |         |         |         | 通信運搬費       | 381     |
|                 |         |         |         | 口座振込手数料     | 154     |
| 11. 役務費         | 1,182   | 通信運搬費   | 381     | 派遣手数料       | 647     |
|                 |         |         |         | 電算事務委託料     | 6,600   |
|                 |         | 手数料     | 801     | 臨時特別給付金     | 100,000 |
| 12. 委託料         | 6,600   |         |         |             |         |
| 18. 負担金、補助及び交付金 | 100,000 | 補助金     | 100,000 |             |         |
|                 |         |         |         |             |         |

|                 |        |                |        |                    |        |
|-----------------|--------|----------------|--------|--------------------|--------|
| 1. 報酬           | 113    | 報酬（会計年度任用職員）   | 113    | 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 | 82,965 |
|                 |        |                |        | 報酬（会計年度任用職員）       | 113    |
| 3. 職員手当等        | 370    | 時間外勤務手当        | 370    | 職員手当               | 370    |
|                 |        |                |        | 費用弁償（会計年度任用職員）     | 3      |
| 8. 旅費           | 3      | 費用弁償（会計年度任用職員） | 3      | 印刷製本費              | 86     |
|                 |        |                |        | 通信運搬費              | 113    |
|                 |        |                |        | 手数料                | 209    |
| 10. 需用費         | 86     | 印刷製本費          | 86     | 電算事務委託料            | 2,071  |
|                 |        |                |        | 生活支援特別給付金          | 80,000 |
| 11. 役務費         | 322    | 通信運搬費          | 113    |                    |        |
|                 |        | 手数料            | 209    |                    |        |
| 12. 委託料         | 2,071  |                |        |                    |        |
| 18. 負担金、補助及び交付金 | 80,000 | 補助金            | 80,000 |                    |        |

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

| 目 | 既定額       | 補正額    | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     |      |
|---|-----------|--------|-----------|----------|-----|-----|------|
|   |           |        |           | 特定財源     |     |     | 一般財源 |
|   |           |        |           | 国県支出金    | 地方債 | その他 |      |
| 計 | 7,246,331 | 82,965 | 7,329,296 | 82,965   |     |     |      |

## 3款 民生費

## 3項 生活保護費

|            |         |       |         |        |                       |  |  |     |
|------------|---------|-------|---------|--------|-----------------------|--|--|-----|
| 1. 生活保護総務費 | 39,671  | 2,511 | 42,182  | 国<br>県 | 1,975<br>368<br>1,607 |  |  | 536 |
| 計          | 290,567 | 2,511 | 293,078 |        | 1,975                 |  |  | 536 |

## 4款 衛生費

## 1項 保健衛生費

|        |           |         |           |   |                    |  |  |  |
|--------|-----------|---------|-----------|---|--------------------|--|--|--|
| 3. 予防費 | 698,971   | 303,054 | 1,002,025 | 国 | 303,054<br>303,054 |  |  |  |
| 計      | 1,246,211 | 303,054 | 1,549,265 |   | 303,054            |  |  |  |

3款 民生費  
4款 衛生費

単位：千円

| 節   |     | 説 明 |  |
|-----|-----|-----|--|
| 区 分 | 金 額 | 細 節 |  |
|     |     |     |  |

|         |       |  |   |
|---------|-------|--|---|
| 12. 委託料 | 2,511 |  | 生活困窮者自立支援事業 2,511<br>生活困窮者自立相談支援事業委託料 2,143<br>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受<br>付等事務委託料 368 |
|         |       |  |   |

|         |         |                                |  |
|---------|---------|--------------------------------|--|
| 10. 需用費 | 485     | 消耗品費 200<br>燃料費 25<br>光熱水費 260 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 303,054<br>消耗品費 200<br>燃料費 25<br>光熱水費 260<br>通信運搬費 4,400<br>手数料 2,100<br>接種体制確保及び集団接種業務委託料 177,982<br>個別接種委託料 112,987<br>市内医療機関ワクチン接種事務処理業務委託料 3,000<br>電算事務委託料 1,100<br>接種券等印刷及び発行通知業務委託料 1,000 |
| 11. 役務費 | 6,500   | 通信運搬費 4,400<br>手数料 2,100       |  |
| 12. 委託料 | 296,069 |                                |  |
|         |         |                                |  |

給 与 費 明 細 書

一般職

| 区 分 | 職員数<br>(人)   | 給 与 費       |             |              |           | 共済費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) | 備 考 |
|-----|--------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-------------|-------------|-----|
|     |              | 報 酬<br>(千円) | 給 料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 計<br>(千円) |             |             |     |
| 補正後 | 504<br>(540) | 672,948     | 1,836,846   | 1,449,004    | 3,958,798 | 905,129     | 4,863,927   |     |
| 補正前 | 504<br>(537) | 672,835     | 1,836,846   | 1,447,834    | 3,957,515 | 905,129     | 4,862,644   |     |
| 比 較 | 0<br>(3)     | 113         | 0           | 1,170        | 1,283     | 0           | 1,283       |     |

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

| 職員<br>手当<br>の<br>内訳 | 区 分 | 扶養手当<br>(千円)  | 地域手当<br>(千円)  | 住居手当<br>(千円) | 通勤手当<br>(千円) | 特殊勤務手当<br>(千円) | 時間外勤務<br>手当<br>(千円)    |
|---------------------|-----|---------------|---------------|--------------|--------------|----------------|------------------------|
|                     | 補正後 | 42,225        | 251,848       | 35,153       | 21,467       | 37             | 146,478                |
|                     | 補正前 | 42,225        | 251,848       | 35,153       | 21,467       | 37             | 145,308                |
|                     | 比 較 | 0             | 0             | 0            | 0            | 0              | 1,170                  |
| 職員<br>手当<br>の<br>内訳 | 区 分 | 宿日直手当<br>(千円) | 管理職手当<br>(千円) | 期末手当<br>(千円) | 勤勉手当<br>(千円) | 児童手当<br>(千円)   | 管理職員特別<br>勤務手当<br>(千円) |
|                     | 補正後 |               | 57,737        | 520,067      | 346,721      | 25,875         | 1,396                  |
|                     | 補正前 |               | 57,737        | 520,067      | 346,721      | 25,875         | 1,396                  |
|                     | 比 較 |               | 0             | 0            | 0            | 0              | 0                      |



ア 会計年度任用職員以外の職員

| 区 分 | 職員数<br>(人)  | 給 与 費       |             |              |           | 共済費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) | 備 考 |
|-----|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-------------|-------------|-----|
|     |             | 報 酬<br>(千円) | 給 料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 計<br>(千円) |             |             |     |
| 補正後 | 504<br>(33) |             | 1,836,846   | 1,346,221    | 3,183,067 | 905,129     | 4,088,196   |     |
| 補正前 | 504<br>(33) |             | 1,836,846   | 1,345,051    | 3,181,897 | 905,129     | 4,087,026   |     |
| 比 較 | 0<br>(0)    |             | 0           | 1,170        | 1,170     | 0           | 1,170       |     |

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員について外書き

|                 |     |               |               |              |              |                |                        |
|-----------------|-----|---------------|---------------|--------------|--------------|----------------|------------------------|
| 職員<br>手当<br>の内訳 | 区 分 | 扶養手当<br>(千円)  | 地域手当<br>(千円)  | 住居手当<br>(千円) | 通勤手当<br>(千円) | 特殊勤務手当<br>(千円) | 時間外勤務<br>手当<br>(千円)    |
|                 | 補正後 | 42,225        | 251,848       | 35,153       | 21,467       | 37             | 146,478                |
|                 | 補正前 | 42,225        | 251,848       | 35,153       | 21,467       | 37             | 145,308                |
|                 | 比 較 | 0             | 0             | 0            | 0            | 0              | 1,170                  |
|                 | 区 分 | 宿日直手当<br>(千円) | 管理職手当<br>(千円) | 期末手当<br>(千円) | 勤勉手当<br>(千円) | 児童手当<br>(千円)   | 管理職員特別<br>勤務手当<br>(千円) |
|                 | 補正後 |               | 57,737        | 417,284      | 346,721      | 25,875         | 1,396                  |
|                 | 補正前 |               | 57,737        | 417,284      | 346,721      | 25,875         | 1,396                  |
|                 | 比 較 |               | 0             | 0            | 0            | 0              | 0                      |

イ 会計年度任用職員

| 区 分 | 職員数<br>(人) | 給 与 費       |             |              |           | 共済費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) | 備 考 |
|-----|------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-------------|-------------|-----|
|     |            | 報 酬<br>(千円) | 給 料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 計<br>(千円) |             |             |     |
| 補正後 | 0<br>(507) | 672,948     |             | 102,783      | 775,731   |             | 775,731     |     |
| 補正前 | 0<br>(504) | 672,835     |             | 102,783      | 775,618   |             | 775,618     |     |
| 比 較 | 0<br>(3)   | 113         |             | 0            | 113       |             | 113         |     |

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

|                     |     |               |               |              |              |                |                        |
|---------------------|-----|---------------|---------------|--------------|--------------|----------------|------------------------|
| 職員<br>手当<br>の<br>内訳 | 区 分 | 扶養手当<br>(千円)  | 地域手当<br>(千円)  | 住居手当<br>(千円) | 通勤手当<br>(千円) | 特殊勤務手当<br>(千円) | 時間外勤務<br>手当<br>(千円)    |
|                     | 補正後 |               |               |              |              |                |                        |
|                     | 補正前 |               |               |              |              |                |                        |
|                     | 比 較 |               |               |              |              |                |                        |
|                     | 区 分 | 宿日直手当<br>(千円) | 管理職手当<br>(千円) | 期末手当<br>(千円) | 勤勉手当<br>(千円) | 児童手当<br>(千円)   | 管理職員特別<br>勤務手当<br>(千円) |
|                     | 補正後 |               |               | 102,783      |              |                |                        |
|                     | 補正前 |               |               | 102,783      |              |                |                        |
|                     | 比 較 |               |               | 0            |              |                |                        |